

令和3年度十和田市結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の経済的負担を軽減するため、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用を補助します。

申請の際は、裏面お問い合わせ先へ、必ず事前にご相談ください。

1. 補助金の内容

令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った下記費用を合算した額（上限30万円）

- (1) ① 婚姻に伴う新規の住宅取得費用（建物の建築・購入費）※土地購入代は対象外
② 婚姻に伴う新規の住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）

※生活保護法に規定する住宅扶助による家賃補助を受けている場合は、その全額を差し引いた後の金額を対象経費とします。

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する額を差し引いた後の金額を対象経費とします。

- (2) 婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。）
※就労する事業所から引越委託費用の助成を受けている場合は対象外です。



2. 補助対象世帯

- ① 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理されて夫婦となったこと。
- ② 夫婦共に婚姻前後に本市に住所を有し、補助金申請時も引き続き本市に住所を有していること。
- ③ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満であること。
- ④ 対象となる住宅が十和田市内にあること。
- ⑤ 夫婦の双方又は一方が、過去に十和田市結婚新生活支援事業による補助金又は他自治体における同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 夫婦共に市区町村税に滞納がないこと。
- ⑦ 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

3. 新婚世帯の所得の算出方法

申請時における直近の所得証明書により夫婦の所得を合算し、400万円未満であることが対象要件です。※「収入」ではなく「所得」で計算します。

- ①夫婦の双方又は一方が、補助金申請時において無職の場合
…離職した者については、所得なしとして、世帯の所得を算出します。
- ②夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合
…世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

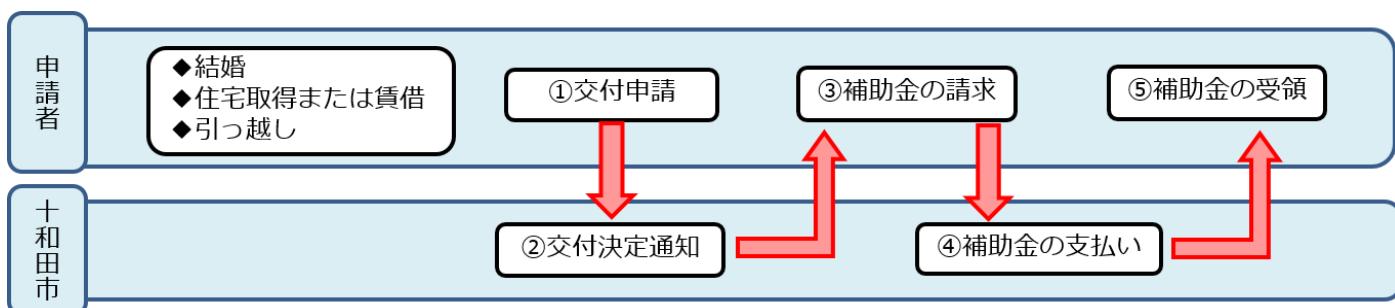
注意事項・申請の流れについては裏面へ→

4. 注意事項

- ① 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します。
- ② 補助金の交付回数は、世帯に対して1回限りです。
- ③ 要件を満たさない、手続きが完了しない場合などは、補助金の交付を取り消すことがあります。
- ④ 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金額の返還を命じる場合があります。

5. 補助金申請の流れ

令和4年3月31日までに、「①交付申請」を行ってください。市からの「②交付決定通知」後は、「③補助金の請求」を行ってください。



「①交付申請」に必要となる書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本
- (4) 夫婦の住民票の写し
- (5) 夫婦の直近の所得証明書
- (6) 住宅手当等支給証明書（様式第3号）（住宅の賃貸借又は引っ越しの場合）
- (7) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅の取得の場合）
- (8) 住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住宅の賃貸借の場合）
- (9) 引越し費用の領収書等の写し（引っ越しの場合）
- (10) 離職票又は退職証明書等の写し（離職している場合）
- (11) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済をしている場合）
- (12) 市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (13) 債権者登録申請書（様式第4号。登録済みの場合を除く。）
- (14) 内閣府及び十和田市による本事業実施に係るアンケート

※(6)住宅手当等支給証明書は、**手当の有無にかかわらず、夫妻のうち就業中的人数分必要です。**

例：夫妻とも就業中→夫・妻それぞれの分の証明書を用意してください。

以下の方は、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、一部書類を省略できます

- ・対象者全員 → (3) 住民票の写し
- ・婚姻後の本籍を本市に有している方 → (2) 婚姻後の戸籍謄本
- ・令和3年1月1日時点で、本市に住所を有している方
→ (5) 所得証明書、(12) 市区町村税に滞納がないことを証する書類

【お問い合わせ】十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL : 0176-51-6712

※詳細情報や申請書類は、[十和田市 結婚新生活支援事業](#)